監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について

令 和 元 年 12 月 6 日 公認会計士·監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(法人番号9010005003922、以下「当監査法人」という。)を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、代表社員3名、社員5名、公認会計士である常勤職員を中心とした監査補助者等による約20名の人員で構成されている。

当監査法人は、長年にわたって上場会社 10 数社を被監査会社としているとともに、近年、上場会社数社との新規の監査契約の締結を行っている。

こうした中、当監査法人の最高経営責任者は、人員が不足していると認識しており、また、品質管理の維持及び強化を、当監査法人の経営方針の最優先事項としている。

しかしながら、最高経営責任者は、実際には、監査報告書の提出期限内に、無限定適正 意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、 また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任 を果たす意識が不足していた。

また、品質管理担当責任者を含むその他の代表社員及び社員は、最高経営責任者の考えに同調し、業務管理態勢及び品質管理の基準が求める品質管理態勢が組織的に機能するような最高経営責任者を含む他の社員への牽制をしておらず、相互牽制という監査法人の社員としての職責を果たす意識が希薄であった。

さらに、最高経営責任者を含む代表社員及び社員は、監査の基準全般、職業倫理及び独立性に関する法令等、監査の基準並びに監査法人として適切な業務管理態勢及び品質管理態勢を整備するために必要な法令及び基準の理解が不足しており、被監査会社のリスクに応じた監査業務が実施できる水準に達していなかった。

こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、 監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していな がら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

また、2. に記載するとおり、監査契約の新規の締結、更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、整理期限を経過した監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなど、品質管理態勢において重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

さらに、3. に記載するとおり、今回公認会計士・監査審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の

理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する 重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

2. 品質管理態勢

(監査契約の新規の締結及び更新)

当監査法人の代表社員及び社員は、監査リスクの高い上場会社の監査業務を引き継いでいるが、前任監査人が実施した過年度の監査で識別されなかった虚偽表示が存在する可能性について、監査契約の新規の締結に伴うリスクとして識別していないなど、リスク評価が不十分である。

また、適切な勤怠管理を行っていないことから、監査契約の新規の締結に当たって、監査実施者の時間を合理的に確保できているかを十分に評価していない。

さらに、監査契約の更新の際のリスクの評価に当たり、特定の被監査会社について監査 意見を表明するために必要な情報を入手できない状況、及び継続企業の前提に重要な疑義 を生じさせるような状況を認識しているにもかかわらず、リスクとして識別していない。

(監査業務に係る審査)

当監査法人は、審査の対象となる監査業務に関与しない代表社員又は社員を、審査担当社員として選任している。しかしながら、複数の審査担当社員が、品質管理の基準及び監査の基準を十分に理解しておらず、業務執行社員の説明を過度に信頼し、監査調書を十分に検証しないまま審査を終了する等、適切な審査が実施されていない。その結果、今回審査会検査において指摘した重要な不備を指摘できていない。

(監査調書の整理・管理・保存)

最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、監査報告書を発行するための基礎を得たことを示す記録である監査調書について、監査実施日及び査閲日の情報を記載せず、また、最終的な整理期限後であっても、合理的な理由なく修正又は追加できる状況にあることを容認している。

(法令等遵守態勢)

一部の社員が、当監査法人の社員であるにもかかわらず、自身の個人事務所で監査業務を実施しており、公認会計士法で禁止されている社員の競業の状況にある。また、当 監査法人は、当該状況を看過している。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、監査契約の新規の締結及び更新、 監査業務に係る審査、監査調書の整理・管理・保存並びに法令等遵守態勢について重要 な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分であ る。

3. 個別監査業務

最高経営責任者を含む業務執行社員は、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかったとしても、監査報告書の提出期限内に無限定適正意見を表明することが最優先であると考えていた。そのため、財務諸表等及び内部統制報告書の監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手していないと認識しながら、無限定適正意見を表明しているほか、訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に係るリスク評価が不十分、特別な検討を必要とするリスクを識別した売上高、売掛金等の実証手続が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

また、最高経営責任者を含む業務執行社員及び監査補助者は、会計基準及び監査の基準の理解が不足している。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような

事象又は状況に対する検証が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

さらに、最高経営責任者を含む業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社から提出された資料を追認するのみであり、職業的懐疑心が欠如している。そのため、企業環境の理解を通じたリスク評価が不十分、被監査会社の期末日付近の通例でない重要な取引に関する検討が不十分、不正リスクの評価及び対応手続が不十分、棚卸資産及び固定資産の評価等の会計上の見積りに関する検討が不十分、全社的な決算・財務報告プロセスに係る監査手続が不十分、連結子会社に対する監査手続が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

上記のような重要な不備は今回審査会検査で検証対象とした個別監査業務の全てにみられる。そのほか重要な不備ではないものの、グループ監査の監査計画におけるリスク評価が不十分、売上高等の損益勘定に対する監査手続が不十分、棚卸資産等の貸借対照表残高に対する監査手続が不十分、引当金の検討が不十分、仕訳テストが不十分、関連当事者との取引に関する検討が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分であるなど、不備が広範かつ多数認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)